

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和7年第4回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和7年12月17日（水） 開会：午前9時59分 閉会：午前11時52分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第84号 市道路線の廃止について

議案第85号 市道路線の認定について

議案第89号 筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について

議案第90号 筑西市森林等の火入れに関する条例の一部改正について

議案第91号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）のうち所管の補正予算

議案第96号 令和7年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第97号 令和7年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第98号 令和7年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

4 出席委員

委員長 保坂 直樹君 副委員長 小倉ひと美君

委員 新井 暁君 委員 日高 久江君 委員 森 正雄君

委員 秋山 恵一君 委員 赤城 正徳君

5 欠席委員

委員 田中 隆徳君

6 議会事務局職員出席者

書記 高松 賢太君

委員長 保坂 直樹

○委員長（保坂直樹君） おはようございます。ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は田中委員の1名であります。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、市道路線議案2案、条例議案2案及び補正予算議案4案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） また、筑西市議会基本条例第19条による委員間討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、経済部です。

議案第89号「筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について」審査を願います。

商工観光課から説明を願います。

中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 商工観光課の中山でございます。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第89号「筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について」をご説明申し上げます。本条例は、市内中小企業者が利用する自治金融について、市及び商工会議所等があっせんを行うことを定めておりますが、今回の条例改正につきましては、茨城県信用保証協会が定める市町村中小企業金融制度要綱が令和8年4月1日より改正となることから、これに合わせるため改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第8条、保障の期間について、7年を10年に改めるものでございます。

また、附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） これは、簡単に言えば返済期間が7年から10年になるということですよ。事業者、借入れ者にとっては、いわゆるキャッシュフローというか、余裕が出ていいのかなというふうな思いを持ちます。そういう中で、こういった商品が借入れしやすい商品に、商品という言い方もおかしいのですけれども、自治金融になるということは、借入れ者も当然、そういったメリットがあれば、借入れ者も増えるのではないかとということが考えられます。そういった場合にこれに関連して、今説明あったように、商工会とか商工会議所とか、そういったところへの委託料ありますよね。保証料の補給委託とか、あるいはあっせん委託とか、こういった委託料というのは、既存、今のこの予算額と比較をして、来年度は上がる予定があるのか、その辺伺います。

○委員長（保坂直樹君） 中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 森委員のご質疑に答弁申し上げます。

まず、信用保証料ということで、こちらの信用保証の補給金という形でございますが、現在の予算額に対して来年度は上げるのかどうか、これについてまず1つ目の回答を申し上げたいと思います。今回の改正によりまして、保証期間を10年とした自治金融の申込みがございまして、これが採択された場合には、保証期間7年の場合と比較いたしまして、1件当たりの信用保証料の総額は当然ながら増加することになります。しかしながら、全ての申込みが保証期間10年となるとは想定してございまして、また信用保証料の補給につきましては、年に1回、最大4年分、最大4回に分割して行う仕組みとなつてございまして、補給金全体として大幅な増額には至らないものと考えてございまして、参考までに、令和6年度におきましては、185件の補給実績がございまして、予算額2,000万円に対しまして、実際の補給額は約1,070万円となります。精算後の残額約930万円が市に返還されてございまして、こうした実績を踏まえますと、条例を一部改正した令和8年度におきましても、現行の予算額でございまして2,000万円の範囲内で対応が可能であると考えてございまして、なお、万が一、年度途中において補給金が不足するおそれが生じた場合につきましては、速やかに補正予算を編成いたしまして、議会の皆様にお諮りしてまいりたいというふうに考えてございまして、

また、森委員のほうからもう1つ損失の補償金の寄託金ということで、代位弁済の件もよろしいでしょうか。商工会と商工会議所の委託金の話ですか、そちらのほうになります、こちらにつきましては、今のところ商工会議所のほうと商工会のほうに委託をしております。金額的には、それぞれ46万2,000円をもって委託をしております。この委託料につきましては、審査会におきます融資申請件数に多少の増減が生じた場合におきましても、一定額で対応いただく契約内容というふうになってございまして、参考までに、自治金融あっせん審査会におきます過去5か年度の審査件数を申し上げますと、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、8件ということで大分少なかったことがございました。令和3年度が53件、令和4年度が73件、令和5年度が81件、令和6年度は58件となっております、年度ごとに多少の増減はございますものの、委託料につきましては、いずれの年度におきましても同額で委託してきたところでございまして、

以上でございまして、

○委員長（保坂直樹君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 課長、事細かにご説明いただいて、制度よく分かりました。今、いみじくも寄託金という話が出ました。当然借り入れた事業者というのは、資金繰り厳しいということで借り入れるというのが前提にあるということですよ。そういう中で、当然この寄託金といひましようか、信用保証協会のほうで、代位弁済しますよね、滞った場合には、代位に代わって借金払いをしてくれる、保証料の中から。当然代位弁済、その保証協会のみではなかなか難しいということになれば、市のほうでも当然それをお手伝いする寄託をしていると思います、今話出ましたけれども。その寄託金というのは、保証料協会のほうにどのくらいに寄託しているのか、その辺教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 森委員のご質疑に対しまして回答申し上げます。

ご承知のとおり、融資を受けました事業者が返済不能となった場合は、茨城県信用保証協会が金融機関に対しまして、代位弁済を行います。その際に、筑西市が信用保証協会へ寄託しております損失補償寄託金が活用される仕組みとなつてございまして、具体的には、代位弁済額から日本政策金融公庫から受領され

る保険金、いわゆる弁済額のおおむね約8割がそこで控除されるということで、残りの2割のうち、5分の2に相当する額が寄託金、本市のほうから寄託して控除される金額という、減耗される金額になります。本市におきましては、令和4年度に30万円の予算を計上して以降、信用保証協会から新たな寄託金の要請はございませんで、次年度であります令和8年度につきましても、寄託金に係る新たな予算計上を行わない予定でございます。森委員からお話ございましたように、本市から信用保証協会への寄託金のこれまでの累計額といたしましては、約7,128万円でございます、令和6年度末時点での寄託金の累計減耗額、控除額につきましては、約6,846万円ということで、残高につきましては、約281万円となっており、一定の余力がある状況でございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 森委員。

○委員（森 正雄君） よく分かりました。聞かないところまでよく説明していただいてありがとうございます。あっせん業務については、商工会、あるいは商工会議所も含めて、借入れ事業者への審査をしていると思います。その辺は、できれば、今厳しい経済状況の中で、できるだけマイナス思考で審査するのではなくて、マイナス、ここ駄目だ、ああ駄目だというところで審査するのではなくて、できるだけ事業を継続できるような、プラス思考の貸出しの審査、貸出しできるように、借りられるように審査をしていただけるように心がけて、事業者、厳しい経済の中で守っていただきたい、これが自治金融の本旨だと思うのです。その辺、商工会議所、商工会のほうにも、課長のほうからよくお伝えをいただきたいと同時に、あなたの考えを伺います。

○委員長（保坂直樹君） 中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 森委員のご質疑に対しまして回答申し上げます。

こちらのほうから、自治金融に対しての審査会についてもそのような意見があったことにつきましては、こちらのほうで委託しております下館商工会議所並びに筑西商工会につきまして、こちらのほうから申し添えさせていただきたいと思っております。現在、様々な人件費の高騰ですとか、物価高騰対策、そういったところで、中小企業については非常に重い状況になっているということも否めないということございまして、これは最後のとりでというところで、自治金融があるということも私承知しております。現状は、年利で約1.9%の利率ということで、大分金融機関さんからの借入れをするよりも安くなっております。これが来年の1月からは2.0%という形で聞いてはございますが、それにしましても、融資の利率自体は非常に安い状況でございますので、こういったところで中小企業へのさらなる支援、そういったことを今後も目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（森 正雄君） 課長、ありがとうございます。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

議案第89号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決をいたします。

議案第89号「筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第90号「筑西市森林等の火入れに関する条例の一部改正について」審査を願います。

農政課から説明を願います。

小島農政課長。

○農政課長（小島裕司君） 農政課の小島でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第90号「筑西市森林等の火入れに関する条例の一部改正について」ご説明いたします。この改正は、本年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を契機に、各自治体の火災予防条例に新たに林野火災注意報等の規定を検討するよう、総務省消防庁から通知が発出されました。これを受け、筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例が改正となることから、筑西市森林等の火入れに関する条例において、火入れの中止の要件に、林野火災に関する注意報を加えるため、条例を改正するものでございます。

それでは、議案書の内容についてご説明いたします。議案書2ページ目の4行目でございます。第14条の火入れの中止の要件に、現行の乾燥注意報に加え、林野火災に関する注意報を追加するものでございます。

第14条以外の本則部分につきましては、様式の削除や用語等を修正するため改正を行うものでございます。

また、附則として、この条例の施行の日を令和8年1月1日とするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

日高委員。

○委員（日高久江君） 石嶋議員の質問のときに、森林の1キロメートル以内の火入れが対象というお話があったのですが、この森林というのは定義がどの程度のもので、火入れというのは、野焼きとか芝焼きとか、あるいはどんど焼きとかいろいろあると思うのですが、こういった状態のことを指しているのか教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 小島農政課長。

○農政課長（小島裕司君） お答えいたします。

森林につきましては、森林法第21条における森林または森林の1キロメートル以内に火入れをする場合というもので、火入れにつきましては立木、それから生えている雑草等を面的に焼却するもので、刈り取った草や、また稲わら等の焼却といった個人が行う小規模のものについては火入れではございません。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

議案第90号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決をいたします。

議案第90号「筑西市森林等の火入れに関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(保坂直樹君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算(第5号)」のうち、経済部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第91号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

まず、産業戦略課から説明を願います。

千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長(千葉卓也君) 産業戦略課、千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算(第5号)」のうち、産業戦略課所管部分についてご説明を申し上げます。

補正予算議案書の5ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正(追加)でございます。このうち、産業戦略課所管部分につきまして、7ページから説明をさせていただきます。初めに、7ページ、上から3行目でございます。事項名、企業版ふるさと納税寄附募集委託、期間、令和8年度、限度額、220万円でございます。これは、企業版ふるさと納税推進に係る企業への営業活動の一部を委託することにより、寄附額の増加及び業務の効率化を図るものでございます。

次に、下から4行目、事項名、ふるさと納税返礼品費、期間、令和8年度、限度額、2億4,000万円でございます。これは、ふるさと納税に係る返礼品費でございます。

続きまして、その下、事項名、ふるさと納税ポータルサイト利用料、期間、令和8年度、限度額、1億925万2,000円でございます。これは、寄附募集を仲介するポータルサイトの利用料でございます。

続きまして、その下、事項名、ふるさと納税返礼品送料、期間、令和8年度、限度額、8,000万円でございます。これは、寄附者に返礼品を送付する際の送料でございます。

続きまして、その下、最下段、事項名、ふるさと納税寄附販促広告料、期間、令和8年度、限度額、800万円でございます。これは、寄附募集のポータルサイト等に有料広告を掲載し、さらなる寄附申込みの増を図るものでございます。

続きまして、次の8ページでございます。1行目、事項名、ふるさと納税決済手数料、期間、令和8年度、限度額、889万9,000円でございます。これは、クレジットカード等による寄附決済の手数料、決済代行事業者に支払うものでございます。

最後に、17ページを御覧願います。17ページ、下から5行目、事項名、地域産品活性化推進委託、期間、令和8年度、限度額、6,580万円でございます。これは、市内産品の発掘、磨き上げ、PR、販路拡大とい

った地域産品活性化を官民連携体制で推進するための地域商社Chikusai—mine株式会社に業務を委任するものでございます。

以上ご説明申し上げました予算につきましては、年度末から年度初めにかけて空白期間をつくることなく事業に取り組むために必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

産業戦略課所管の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

日高委員。

○委員（日高久江君） ふるさと納税に係る今の債務負担行為をお聞きしますと、5億円を超える感じなのですが、ふるさと納税で入ってくる目標の金額というのは、どれぐらいに定めているのかお伺いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） 日高委員のご質疑に答弁申し上げます。

令和8年度、こちら目標額を8億円に設定してございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

小倉副委員長。

○委員（小倉ひと美君） Chikusai—mine株式会社への委託料ということで、前回から比べると増額しているかと思いますが、こちら増額の理由とこの委託料の積算の内訳みたいのを大まかで結構ですので、ご説明をお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） 小倉副委員長のご質疑に答弁申し上げます。

増額の理由でございます。来年度、令和8年度につきましては、筑西産品の海外展開、こちらを本格化始動させたいというふうな思いがございます。その事務経費に係る増加、それと人件費も含めましての増加を見込んでいるものでございます。

続きまして、積算根拠でございますが、大きく3つの柱がございまして、官民連携体制の構築の中核的
事業、こちら事業者との連携であるとか情報収集、そちらを含めたものでございます。もう1つが地域産品活性化そのものに関する業務、これは既にある地域産品を磨き上げ、PRをどのように効率的に図るかとか、新しい地域産品を掘り起こす、そういった事業になります。3つ目の柱が、その他、市とChikusai—mine株式会社の連携体制、それとその他市内事業者との連携体制を図っていただくものということで、例えばこちらにはふるさと納税を活用してのPR活動であるとか、地域おこし協力隊の皆さんとの連携体制ということになります。こちら月額で49万5,000円という形でそれを掛ける12という形で、こちらの債務負担行為額というふうにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 月額49万5,000円というのは、市と……

○委員長（保坂直樹君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） 失礼いたしました。495万円でございます。申し訳ございません。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 495万円の月額12か月分がこの金額になっているということで、もうちょっと細かな内訳など、例えば人件費に幾らとか、海外展開で幾らぐらいとか、ざっと大まかな内訳が分かればお願いします。

○委員長（保坂直樹君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） ご質疑に答弁申し上げます。

こちら今申し上げました3つの柱、その中の業務にそれぞれ分散されて、例えば人件費でございますとか、海外展開も、海外展開そのものというふうに積算してはございませんで、何の地域産品をまず海外展開を図っていくか、それをさらにどのような形で輸出を図っていくかという形で、先ほど申し上げた3つの柱の中にそれぞればらけて計上されておりますので、それ単体で積算というのが申し上げることはできませんので、申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この中には、Chikusai-mine株式会社の方への報償費とか、そういったものが含まれるということですか。これは含まれていないという形よろしいですか。

○委員長（保坂直樹君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） ご質疑に答弁申し上げます。

現在いらっしゃいます取締役の方、それとパートの職員の方、こちらの額も想定には含めてございます。さらに、もう既に地域商社Chikusai-mine株式会社のほうの業務というのはかなり立て込んでおりまして、早急に従業員の方を雇用する必要が生じてございます。まして、来年度海外展開を図っていくということになれば、さらなる人材が必要になっていることから、その額も含めて想定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

次に、商工観光課から説明を願います。

中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 引き続きよろしく申し上げます。

議案第91号のうち、経済部商工観光課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。8ページを御覧ください。上から2段目、ホームページ運営管理委託、期間、令和8年度、限度額、12万7,000円でございます。これは、ロケ地の一覧や撮影実績を掲載するとともに、エキストラの募集や撮影レポート、放送、公開、上映情報などの配信を行うちくせいロケーションサービス、通称ちくロケホームページ運営に係る維持管理を委託するものでございます。

続きまして、16ページ、下から2段目を御覧ください。就労支援・企業情報発信サイト維持管理委託、

期間、令和8年度、限度額、9万9,000円でございます。これは、市内企業の事業情報や求人情報を発信することによる雇用促進と企業のPR及び企業間のビジネスマッチングの支援を行うワークステーションちくせいのサイトの維持管理を委託するものでございます。

続きまして、17ページ、上から4段目を御覧ください。信用保証料補給事務委託、期間、令和8年度、限度額、2,000万円でございます。これは、中小企業の金融の円滑化と経営基盤の安定拡充を図るため、低金利で融資を受けられる市町村金融制度、自治金融融資利用者の保証料補給事務を茨城県信用保証協会に委託するものでございます。

続きまして、その下でございます。自治金融融資斡旋事務委託、期間、令和8年度、限度額、92万4,000円でございます。これは、自治金融融資を受けるための融資あっせん及び審査事務を下館商工会議所と筑西市商工会に委託するものでございます。

さらに、その下でございます。小規模企業経営改善普及事業委託、期間、令和8年度、限度額、1,595万円でございます。これは、小規模事業者に経営安定及び技術改善のための相談、指導事業を下館商工会議所に委託するものでございます。

続きまして、18ページ、上から3段目を御覧ください。宮山ふるさとふれあい公園管理委託、期間、令和8年度、限度額、1,950万1,000円でございます。これは、宮山ふるさとふれあい公園の昼夜における施設貸出しや施錠、キャンプ場の夜間管理、トイレ等の清掃業務、そして公園内の除草や草刈り、剪定等の植栽業務を委託するものでございます。

商工観光課からの説明以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 宮山ふるさとふれあい公園、これはほとんどが市の財産になりましたよね。財産でないのは神社と、あとはあの建物、あそこだけだよね。あとは全部市の財産になりましたよね。それで、あそこには弘法の硯石と言われる石の中へ水が湧いてくるあれがありますよね。それで、あそこは私も観光地にするべきだとは言ったのですが、明野町時代に硯石から筑波山の男体女体を見るように、木の下から伐採しないで途中から伐採して、男体女体を見えるようにしたわけなのです。今家族と行ってみたら、全然見えないのですよね。木生えている途中から伐採して、男体山、女体山を見えるような景観に私はするべきだと思っているのですが、これは要望にもなりますけれども、そうしてもらえればいいなど。今度は市の財産になったのだから、市の考えで幾らでも切れるわけですが、個人の物ではありませんから。そうして、あそこをそのような景観にするべきだとかう私は思っているのです。だから、委託業者にそういうこともできると思うので、この木とこの木をどの辺から切ってくださいよって市のほうで頼み、そういうことをお願いというか要望しておきます。

○委員長（保坂直樹君） 要望でよろしいですか。

○委員（赤城正徳君） いいです。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

森委員。

○委員（森 正雄君） 中山課長、何回も悪いね。今見てて、小規模企業経営改善普及事業委託1,595万円、これ17ページ。これ委託先が下館商工会議所という説明がございました。これは、小規模企業というのは、

管轄としては、いわゆる下館商工会議所の管轄ばかりではない。3町商工会、商工会管轄の小規模企業もありますよね。そういったところまでカバーするという考え方でいいのですか、商工会議所で。

○委員長（保坂直樹君） 中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 森委員のご質疑に答弁いたします。

この事業につきましては、下館商工会議所のほうに委託はしているものの、こちらのほうは会員、非会員は特に問うてはございませんで、あくまでもこちらについては中小企業の皆様に広く使っていただけるように、そういった形で設定をしてございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 16ページの就労支援・企業情報発信サイト維持管理業務委託について、こちらワークステーションちくせいの維持管理ということですが、こちらの委託先と、あと限度額が前回と同じなのですが、特にホームページの強化することとか、企業とのさらなる連携などはお考えではないのか伺いたいと思います。

○委員長（保坂直樹君） 中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 小倉委員のご質疑に答弁いたします。

まず、委託先ということでございますが、つくば市にございます情報技術という企業に委託をしております。こちらの委託先につきましては、筑西市のホームページと同業者でございます。

続きまして、こちらのワークステーションちくせいにつきましてはの概要でございますが、市内企業の事業情報ですとか求人情報を発信することによる雇用促進と企業のPR、そして企業間ビジネスマッチングの支援を行うサイト、ワークステーションちくせいの維持管理を行うものでございますが、こちらさらなる企業への呼びかけを行いながら、また今年から合同企業説明会ということを2月の今度28日に行う予定でございますが、そういった非常に有益な情報のほうも今後発信していけるように、さらなる形で努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） このワークステーションちくせいは、閲覧数というのはどのぐらいなのか伺います。

○委員長（保坂直樹君） 中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） 答弁申し上げます。

閲覧数につきましては、令和6年度の閲覧数で申し上げたいと思います。アクセス数につきましては、令和6年度2万6,885件ということで、1日平均当たりで47.8件のアクセス数があるという形でございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） このホームページ、さらなる企業の連携強化とか、新年度はさらなる閲覧数の伸びとかもちろん目標に入れているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 中山商工観光課長。

○商工観光課長（中山康範君） こちらのほうは有益な情報を流していくという観点から、小倉委員ご指摘のとおり、今後もアクセス数のほうを伸ばせるように、こちらのほうの商工観光課としては努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明願います。

荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） ふるさと整備課、荒井でございます。よろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

16ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。下から1段目、基幹水利施設維持管理委託、期間、令和8年度、限度額、2,290万円でございます。これは、鬼怒川南部地区の基幹水利施設である勝瓜頭首工、川岸揚水機場、船玉第1、第2揚水機場の維持管理を鬼怒川南部土地改良区連合へ管理委託をするものでございます。

次に、17ページを御覧ください。上から1段目、霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業負担金、限度額、1億5,594万6,000円、その下、霞ヶ浦用水国営附帯団体営かんがい排水事業負担金、限度額、6,741万3,000円、共に期間は令和8年度から令和25年度まででございます。これは、県営管かんがい排水事業霞ヶ浦用水3期地区の計画変更に伴う事業期間の延長及び事業費の増加によるものでございます。

次に、上から3段目、地籍調査推進委員保険料、期間、令和8年度、限度額1,000円でございます。これは、地籍調査の実施に当たって協力していただく地籍調査推進員に係る活動時の保険料でございます。

次に、24ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金につきまして、242万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄16、基幹水利施設管理事業費補助金78万9,000円の増額、その下、81、水利施設管理強化事業費補助金163万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては歳出にてご説明申し上げます。

次に、29ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、土地改良国営施設管理事業につきまして、273万1,000円の増額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄、水利施設管理強化事業補助金194万2,000円の増額でございますけれども、このうちの92万2,000円につきましては、国の補助事業である水利施設管理強化事業において、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すため、省エネルギー化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し、補助金を交付するものでございます。交付額は、エネルギー価格高騰分の70%、負担割合は国100%でございます。194万2,000円のうちの残りの102万円につきましては、同じ水利施設管理強化事業において、今年の夏の渇水等による気候変動対応で管理費が不足した施設管理者に対し、補助金を交付するものでございます。負担割合は、国が50%、県20%、市30%でございます。

続きまして、説明欄、基幹水利施設管理事業補助金78万9,000円の増額は、国の補助事業である基幹水利施設管理事業において、先ほどご説明いたしました水利施設管理強化事業同様、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの変換を促すため、省エネルギー化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対しまして、補助金を交付するものでございます。交付額は、エネルギー価格高騰分の70%、負担割合は国100%でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 説明ありがとうございました。17ページ、地籍調査の推進なのですが、この地籍調査推進員というのはどういう仕事をするのか教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

地籍調査推進員でございますけれども、地籍調査事業、各地区において毎年のように実施しているところでございまして、そちらの地籍調査をやるに当たって、道路とか水路が地区内にございますので、そちらの現場の確認とか立会いとか行っていただく、あとは地籍調査の会議がございまして、そちらにも参加していただくというような形を取っていただいております。主に自治会の会長をはじめ、自治会の代表となる方を選んでお願いしているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 月並みなのですが、今現在のこの地籍調査の進捗率というのですか、どのぐらい面積が予定されていて、どのぐらい達成されているのかというようなところ、細かいデータがなければ、進捗率だけでも結構です。

○委員長（保坂直樹君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答え申し上げます。

地籍調査の現在の進捗率でございますけれども、地籍調査事業につきましては、関城、明野、協和地区は既に終了しております。現在は下館地区をやっているというような状況でございます。進捗率につきましては、現在令和6年度の末まででございますけれども、29.8%の進捗率であったと記憶しております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 森委員。

○委員（森 正雄君） ありがとうございます。29.8%ね。なかなか進まないね。これ全て今の進捗といいましょうか、進めていく中で、予算が国のほうからも来ていると思うのですが、限られていますよね。現在の予算が推移するとして、将来、あと何年ぐらいかかるの。

○委員長（保坂直樹君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

地籍調査事業、委員おっしゃるように、かなりの年数がかかるものでございまして、全国的にやっている状況ではございますけれども、やっぱり進捗率は悪いというような状況でございますけれども、今現在までのペースで市のほうで、筑西市でやっていくとすると、まだまだ50年以上はかかるような状況となっ

てございます。

以上でございます。

○委員（森 正雄君） 本来国がやるべき仕事であるわけですよね。国のほうから予算が来ないということですので致し方ないのですけれども、引き続いて努めていただきたいと。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ページ数29ページかな、土地改良国営施設管理事業、ふるさと整備課と書いてあるところで、この今ちょっとかみ砕いてちょっと説明してもらいたいのです。水利施設管理強化事業補助金194万2,000円、その下の基幹水利施設管理業務補助金78万9,000円、そして先ほどの説明でちょっと鬼怒川南部土地改良区ということも言いましたけれども、伊讚美ヶ原記念土地改良区、それとの関係はどうなっているのか。伊讚美ヶ原は鬼怒川南区土地改良区と思うのです、私。だから、そこらのところの関係はどうなっているのかなと思うのです。今ちょっと具体的に説明願いたい。お願いします。

○委員長（保坂直樹君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

まず、水利施設管理強化事業と基幹水利施設管理事業の違いでございますが、まず基幹水利施設のほうからいきますと、基幹水利施設というものでございますが、国営事業であったり、国営附帯の県営事業によって造成されました大規模な水利施設になってございます。鬼怒川南部地区でございますと、勝瓜頭首工、それから船玉の揚水機場、結城市にあります川岸揚水機場、こういったものが基幹水利施設というようなものになってございます。霞ヶ浦用水地区でございますと、八郷揚水機場、真壁にある長者池揚水機場、つくば市にあります明石揚水機場、古河市の東山田揚水機場、こういったものが基幹水利施設というように、本当に大きな大規模な水利施設が基幹水利施設と言われているものでございます。それに対しまして、水利施設というものでございますけれども、先ほど申しました基幹水利施設以外の水利施設ということになってございますので、鬼怒川南部地区で申し上げますと、伊讚美の揚水機場であったりとか、常総市にあります花島揚水機場、それから結城市にあります田川の取水工、それから黒子取水工と、そういったところが水利施設ということで分けてあります。

以上でございます。失礼しました、それから鬼怒川南部連合のほうに、伊讚美ヶ原との関係でございますけれども、たしか連合のほうには伊讚美ヶ原改良区も入っていたと記憶しております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 国営の施設なのですが、霞ヶ浦の出島の用水の水を新治浄水場、あそこまで約直径2メートルを私らが立っているような大きなポンプを回して新治の浄水場まで高さ60メートルまでぶち上げた。60メートルから、そこから筑波山をくり抜いて、つくし湖へ水を落ととしています。これはポンプではないですね、落差で落ととしています。つくし湖から、筑西市でいえばあそこの関城町にある浄水場、あそこまで落差で行っているのです。それからまた、古河市のほうの浄水場もあるし、東は上野沼、あそこの浄水場一気に。だから、ここら辺は橋架かっているこんな太い線が2本あるわけです。西と東。そういうところを考えると、市にもこれだけの負担をしなくてはならないの。こういう金額。これはだって、

この施設が移管できたら、国も大変だが、県も大変、市町村も莫大な費用を持たなくてはならないと思うのです。そういう点は、ああいう施設をつくったのはいいけれども、それからの維持管理がこれは大変な時代になってくると思うのですが、この筑西市でもその一部として、このような金額を毎年毎年大体持たなければならないのか、そこらのところちょっと勉強足りないものですから、教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） 霞ヶ浦用水の事業につきましてでございますが、委員おっしゃるとおり、本当に霞ヶ浦から水引いて、筑波山の中をトンネルで抜いて、つくし湖から自然圧で落とすというようなところで、主に県西地区とか、県南地区も一部ありますけれども、に農業用水を霞ヶ浦から引いていこうというような本当に大規模な事業であるというようなことは認識しているところでございます。霞ヶ浦用水のかんがい排水事業の負担金でございますけれども、こちらにつきましては、負担割合がございまして、事業費の負担割合を国、それから県、市と、それから地元負担ということで費用負担はされているところでございます。

それから、今回25年度までのかんがい排水の負担金の債務負担の設定でございますが、こちらにつきましては、今回県のほうでの県営かんがい排水事業霞ヶ浦用水の3期地区、こちらの計画変更がございまして、計画では令和10年度までの工事の延長ということがございまして、そちらの支払いについて、工事費用のほうは霞ヶ浦用水土地改良区のほうで借入れをして、それを毎年のように償還していくというような状況でございますので、それが返済期間が15年で設定しているということでございますので、25年までの債務負担行為の設定をしたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 霞ヶ浦土地改良区、下妻市に事務所がありますよね。大宝に。そして、今霞ヶ浦用水土地改良区は、田畑でもって8,000町歩強の面積を持っております。だが、反当たり3,900円を賦課しているのですが、3,900円というのが補給水なのですよね。自分のところでポンプを上げたり何かしているところへ補給をする水として3,900円もらっているのですが、3,900円ではもう基金も取り崩して赤字状態だ。だから、各地権者に1,000円アップして、3,900円が4,900円にしていきたいというのを今霞ヶ浦用水の事務所で、様々な改良区、また地権者に説明に上がっているのです。そういうときに、霞ヶ浦の用水土地改良区は、荒井課長にも聞きたいのですが、1,000円の付加するアップ率を国、県のほうに持っていけないものでしょうか。それで、10年間でこのような金額出ているのだから。国営の事業だから、これは農業用水ばかりではないですから。工業用水にも行っているし、飲料水にも行っている。水を送る管は一緒だと思います。これが農業用水の管ですよとなっていないのだから。だから、そこらのところをうまく行政側では霞ヶ浦用水土地改良区に訴えることはできないのかな。一気に3,900円が1,000上げて4,900円というのは地権者の皆さん大変です。もっとかみ砕いて言えば、私どもの村田の土地改良区も、明野町上野土地改良区と吸収合併して、元の明野町上野土地改良区のほうが寺上野のお寺の下の坂のところ70町歩の水をもらっているのです。70ヘクタール。だから、3,900円掛ける70ヘクタール、4,000円の70ヘクタールとしても、支出280万円、二百七十何万円ですが、私どもで納めているの、それが今度は1,000円上がったら、5,000円にしても350万円、そのように地権者が今大変な時期なのです。私どもの筑西市には8つの土地改良区ありますけれども、どの土地改良区も賦課金は上げたいのです、やっていけなくて。用水ざらい、

排水ざらい、草刈りだなんだというの。それは業者に頼めって、地権者は言っているのですが、業者になんか頼んだら、1反歩で1,000円どころではありません。2,000円ぐらい賦課金上げなくてはできません。だから、そういうのを見ると、10年間か15年間でこれだけの金額払うのは、行政側として、国にお願いできないの。

○委員長（保坂直樹君） では、荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

まず、今回設定いたしました債務負担行為のほうなのですが、こちらについては、今回は農業用水の工事の部分についての部分でございますので、確かに霞ヶ浦用水事業としては、工業用水と飲み水の飲料水のほうも管としては来ているのですけれども、今回の設定については農業用水の工事に対する債務負担行為というものでございます。こちらを霞ヶ浦用水地区を構成しています13の市と町で負担いたしまして、実施しているというようなものになってございます。委員おっしゃられました霞ヶ浦土地改良区の賦課金の値上げについてでございますが、田んぼについては1,000円を値上げしたいという話は承知しております。土地改良区のほうでも、なかなか運営のほうも難しいというようなところで、おっしゃられたように基金を取り崩してというようなところもあるというふうには伺っていますので、土地改良区への賦課金の支払いについても、農家の方々皆さん本当に値上げしてしまうと大変だということは重々承知であるところでございますが、賦課金の設定につきましては霞ヶ浦用水土地改良区のほうでやっているものでございますので、大変申し訳ないのですが、市のほうからいろいろ意見というわけにもいかないと思いますので、その辺は土地改良区の総代会のほうでも今後決まっていくと思いますので、そちらのほうでお願いできればと思っております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

[経済部退室。建設部入室]

○委員長（保坂直樹君） 区切りがいいのでここで休憩といたします。再開時間は11時10分といたします。

休 憩 午前11時 3分

再 開 午前11時10分

○委員長（保坂直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、建設部の審査に入ります。

議案第84号「市道路線の廃止について」審査を願います。

道路維持課から説明願います。なお、執行部から提出がありました資料をタブレット端末に格納しております。

水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） こんにちは。道路維持課長の水越です。よろしく申し上げます。着座に

て失礼します。

議案第84号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。調書番号1番から3ページの23番までの関城地区23路線、調書番号24番及び25番の明野地区2路線の廃止でございます。廃止の延長は、25路線合わせて3,658.13メートルでございます。

調書番号1番から22番の路線につきましては、大宝沼地区土地改良事業の換地に伴い、対象市道路線を廃止するものでございます。

調書番号23番から25番の路線につきましては、用途廃止申請が提出され、廃止するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長につきましては記載のとおりでございます。参考資料といたしまして、市道廃止路線位置図及び市道廃止路線全体図を次のページから添付させていただいております。

廃止については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

議案第84号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決をいたします。

議案第84号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第85号「市道路線の認定について」審査を願います。

道路維持課から説明を願います。なお、執行部から提出のありました資料タブレット端末に格納しております。

水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） 議案第85号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。調書番号1番及び2番の下館地区2路線、調書番号3番から3ページの15番までの関城地区13路線、調書番号16番及び17番の明野地区2路線の認定でございます。認定の延長は17路線合わせて4,846.50メートルでございます。

調書番号1番及び2番の路線につきましては、認定漏れがあった道路について認定するものでございます。

調書番号3番から13番の路線につきましては、大宝沼地区土地改良事業の換地に伴い認定するものでございます。

調書番号14番から17番の路線につきましては、廃止した路線の一部を市道として再認定するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長につきましては記載のとおりでございます。参考資料といたしまして、市道認定路線位置図及び市道認定路線全体図を次のページから添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 明野地区の話、議案第84号とも絡むのですが、廃止する区間が二百七十何メートル、それで、県道東山田岩瀬線、これも廃止する、その一部廃止するというのだけれども、今回は県道東山田岩瀬線の道路のほうは入っていないのだよ。二百何十何メートルというのは。廃止するほう。議案第84号で。それで、俺が言いたいのは県道東山田岩瀬線の中にある市道だな、市の道路。これはどうなってしまうのだ、これ。もし東山田岩瀬線に俗にいう大きな穴があって、そこ自動車で行ったら、バンパーの下が擦れてしまったからなんて2万円、3万円、5万円という補償する議案が出ますよね。東山田岩瀬線の中に市道が入っているのだよね、これ見ると。

○委員長（保坂直樹君） 水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） 今回の県道東山田岩瀬線に市道が横断する形で通るわけです。確かにその重複部分は県道と市道の両方が重複で認定ということになっていますけれども、重複で認定している場合には上位の路線の管轄になります。ですから、その東山田岩瀬線につきましては県の管理ということになります。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） そうすると、県道東山田岩瀬線をつくるときに、この市道は廃止すべきだと思っているのです。それなのに今ここで何で出てくるのだから。

○委員長（保坂直樹君） 水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） 重複している部分についてですので、重なっているわけではありませんので、県道と市道が重なっているわけではありませんので、重複している部分については廃止はいたしません。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） その部分を抜いた県道から、図面である二百何十何メートルだけ、72.5メートルだけを今度は認定するということだな。廃止のほうでは見なかったから。

○委員長（保坂直樹君） 水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） すみません。ちょっともう1度お願いします。

○委員（赤城正徳君） この県道部分を抜いた赤い線でなっているところ、これを新たに認定するというのだな、72.5メートル。

○委員長（保坂直樹君） 水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） 一度全体を廃止する形にしまして、廃止する部分のところだけを抜いて、認定できるところは認定で残すというやり方になります。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

議案第85号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決をいたします。

議案第85号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で建設部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いいたします。

[建設部退室。都市整備部入室]

○委員長（保坂直樹君） 次に、都市整備部の審査に入ります。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、都市整備部所管の補正予算について審査を願います。

まず、都市計画課から説明を願います。

根本都市計画課長。

○都市計画課長（根本嘉之君） 都市計画課、根本です。着座にて失礼します。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、都市整備部都市計画課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書の17ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。期間は令和8年度でございます。下から2段目、下館第一工業団地公園管理委託、限度額、264万円、その下、下館第2工業団地公園管理委託、限度額、297万円、18ページを御覧願います。つくば関城工業団地公園緑地管理委託、限度額、462万円、その下、協和の杜公園管理委託、限度額、528万円をお願いするものでございます。これは、年間を通して、安全で快適に公園を利用できますよう、芝刈り、除草、樹木の剪定、消毒などの公園管理作業を令和8年度早々に業務を開始するものでございます。そのため、令和7年度中に入札などの契約に関する事務処理を行う必要であることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、まちづくり課から説明を願います。

岡本まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡本崇生君） まちづくり課、岡本です。よろしく申し上げます。着座にてご説明いたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、都市整備部まちづくり課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書の18ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。期間は令和8年度でございます。初めに、上から4段目、公共交通マップ印刷、限度額、84万円をお願いするものでございます。これは、令和8年度のバスの運行表等の公共交通マップ印刷業務を令和7年度中に契約等の事務処理を進め、利用者等に早期配布をするためのものでございます。

続きまして、同じく5段目、コミュニティサイクル実証実験委託、限度額301万9,000円をお願いするものでございます。これは、駅周辺の移動の利便性向上やにぎわい創出のためのコミュニティサイクル運行業務を継続して4月1日から委託するものでございます。

続きまして、同じく6段目、WEB口座振替受付サービス手数料(市営住宅使用料)、限度額、2万5,000円をお願いするものでございます。これは、入居者がパソコン、スマートフォン、タブレット端末などを利用して、インターネットから市営住宅使用料及び駐車場使用料の口座振替の申請を可能とするための事務手数料でございます。

同じく7段目、市営住宅使用料収納委託、限度額、428万1,000円をお願いするものでございます。これは、市営住宅使用料を3か月以上未納している滞納者を対象に、訪問及び電話等による納付指導を行い、収納率の向上を図るための収納業務委託でございます。これらにつきましては、令和8年度早々に業務を開始するものであり、令和7年度中に契約等の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(保坂直樹君) 質疑を願います。

森委員。

○委員(森 正雄君) この中に、公共交通のマップの印刷委託ということで計上されてございますけれども、早く市民の皆さんにインフォメーションするということでの説明でしたよね。この印刷するに当たっては、毎年といいましょうか、ユーザーの意見というのはどう聞いているのですか、その辺伺います。ユーザーといいましょうか、利用者の。

○委員長(保坂直樹君) 岡本まちづくり課長。

○まちづくり課長(岡本崇生君) 答弁申し上げます。

利用者の声というのは、随時私らのほうで受け付けておりまして、その声に反しまして、できる限り早く自治会に加入している市民の皆様に関しては、自治会長さんを通して、広報紙と併せて配布して周知するようにしております。

以上です。

○委員(森 正雄君) 分かりました。

○委員長(保坂直樹君) そのほか。

小倉委員。

○委員(小倉ひと美君) 同じく公共交通マップ印刷ですが、令和8年度はバスのルート変更や、あとデマンドの利用時間等、大きな変更はあるのか伺いたいと思います。

また、先ほどの市営住宅使用料収納委託ですが、委託先お願いたします。

○委員長(保坂直樹君) 岡本まちづくり課長。

○まちづくり課長(岡本崇生君) 答弁申し上げます。

ルート変更につきましては、今現在運行している4つの路線につきましては、それぞれバスの路線に対します潜在需要を算出しまして、導入すべき地域は運行ルートについて検証を重ねて、一定の需要が見込めるルートを筑西市の地域公共交通会議のほうに諮って想定しているところでございます。今年度につきましても、第2次の筑西市地域公共交通計画の策定に当たりまして、新たに需要調査を実施しております

ので、その調査結果等を踏まえまして、改めて筑西市地域公共交通会議において検討してまいりたいと考えております。

続きまして、市営住宅使用料の委託先でございますが、一般財団法人茨城県住宅管理センターでございます。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 令和8年度はバスのルート変更やバス停の変更はなくて、現在のままという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 飯山都市整備部長。

○都市整備部長（飯山正幸君） すみません。私のほうから補足なのですが、この公共交通マップ、毎年印刷しているのは、水戸線のダイヤ変更があった場合とか、あとはつくバスのつくば側の仮にダイヤ変更があったときに、乗り継ぎの時間を調整するために、毎年毎年つくっているというところなんです。ですから、毎年ルート変更があるとかそういうことよりも、乗り継ぎに市民の皆様のご不便を来さないように、そこで調整するためということで、結果的にダイヤの変更がなければ、毎年同じようなものの形になってしまうというのが現状です。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ということは、特にルート変更がないときでも発行していて、令和8年度はルートを変更するか検討をするという理解でよろしいですか。

○委員長（保坂直樹君） 岡本まちづくり課長。

○まちづくり課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で都市整備部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

〔都市整備部退室。上下水道部入室〕

○委員長（保坂直樹君） 次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査を願います。

まず、下水道課から説明を願います。

廣瀬下水道課長。

○下水道課長（廣瀬宗亮君） 下水道課、廣瀬と申します。よろしく願いいたします。着座にてご説明いたします。

議案第91号のうち、下水道課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、17ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。下から4段目の事項欄の団地排水施設水質検査委託につきましては、期間が令和8年度、限度額は123万2,000円でございます。これは、団地排水の処理水を公共水域へ放流するに当たり、水質汚濁防止法及び浄化槽に定められ

た水質検査を実施するためのものがございます。

次に、団地排水使用料徴収委託につきましては、期間が令和8年度、限度額は407万6,000円でございます。これは、団地排水使用料の徴収業務を水道業務に委託し、上下水道使用料金の一括徴収を行うものがございます。年度初めからの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものがございます。

続きまして、29ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下段の款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、説明欄、農業集落排水事業会計補助事業から1,016万3,000円の減額補正をお願いするものがございます。これは、農業集落排水事業において、令和7年度団体営農業集落排水事業費補助金の交付額が追加になったため、農業集落排水事業会計への一般会計からの補助金を減額するものがございます。

続きまして、30ページを御覧願います。上から2段目の款8土木費、項4都市計画費、目5公共下水道費、説明欄、下水道事業会計補助事業に1,134万7,000円の増額補正をお願いするものがございます。これは、下水道事業会計において、人事異動により、職員給与費の増額が見込まれることから、下水道事業会計へ一般会計からの補助金を増額補正するものがございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第91号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第91号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第91号の採決をいたします。

議案第91号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第96号「令和7年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」について審査を願います。

水道課から説明を願います。

中島水道課長。

○水道課長（中島明典君） 水道課の中島と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第96号「令和7年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

第1条 令和7年度筑西市水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条 令和7年度筑西市水道事業会計予算（以下、予算という。）第4条、本文括弧書き中、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額8億5,625万8,000円を8億759万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金7億6,602万2,000円を7億1,735万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款資本的収入、第3項国庫補助金の既決予定額から2,333万3,000円を減額し、皆減とさせていただくものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額から7,200万円を減額し、9億1,057万6,000円とさせていただくものでございます。これにつきましては、将来的な玉戸浄水場への県水の送水管の埋設場所を確保するため、広域化に関する国の補助金を活用し、浄水場西側の用地を取得するため、土地の所有者と交渉を進めてまいりましたが、用地の取得が見込めなくなりましたので、収入から補助金を減額するとともに、支出につきましても、用地購入費及び補償金を減額するものでございます。なお、用地取得に代わる方法といたしましては、浄水場南側の進入路に敷設してあります配水管を布設替えした際に、残置した管を撤去し、新たに送水管を埋設できるよう進めてまいります。

第3条 予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

2ページを御覧願います。事項、水道水定期水質検査委託、期間、令和8年度、限度額、1,353万円でございます。これにつきましては、水道法により定められた水質検査の委託業務でございます。

次に、事項、薬品購入(次亜塩素酸ナトリウム)、期間、令和8年度、限度額、2,581万9,000円でございます。これにつきましては、原水の一般細菌や大腸菌等を死滅させるための薬品を購入するものでございます。

次に、事項、薬品購入(ポリ塩化アルミニウム)、期間、令和8年度、限度額、1,960万2,000円でございます。これにつきましては、原水に含まれている鉄分やマンガン等の濁り成分を凝集沈殿させるための薬品を購入するものでございます。

以上の3件につきましては、令和8年度の業務でございますが、年度当初から業務執行が必要となることから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、5ページを御覧願います。補正予算実施計画明細書の資本的収入及び支出の表でございます。上段の収入でございますが、款1資本的収入、項3目1国庫補助金2,333万3,000円の減額につきましては、先ほどご説明いたしました用地取得に関する補助金の減額でございます。

次に、下段の支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1創設事業費7,200万円の減額の内訳につきましては、玉戸浄水場隣地の用地購入費7,000万円、用地購入に伴う補償金200万円でございます。

なお、3ページには補正予算実施計画、4ページには予定キャッシュフロー計算書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(保坂直樹君) 質疑を願います。

赤城委員。

○委員(赤城正徳君) 用地購入するのだけれども、どの辺の面積やるのですか。そして1平方メートル当たり幾らになるのですか。

○委員長(保坂直樹君) 中島水道課長。

○水道課長（中島明典君） お答えいたします。

用地につきましては、今回は購入ができなかったということで減額という形になっております。面積につきましては合計9,932平米、金額のほうは、申し訳ありません。今回は契約が成立しなかったということで控えさせていただきます。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 結構です。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

議案第96号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第96号の採決をいたします。

議案第96号「令和7年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第97号「令和7年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

下水道課から説明を願います。

廣瀬下水道課長。

○下水道課長（廣瀬宗亮君） よろしく願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第97号「令和7年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条 令和7年度筑西市下水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条 令和7年度筑西市下水道事業会計予算（以下、予算という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款下水道事業収益、第2項営業外収益の既決予定額に849万1,000円を追加し、14億5,694万5,000円とさせていただきます。これは、支出におきまして、人事異動により、職員給与費の増額が見込まれることから、一般会計からの補助金を増額補正するものでございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に849万1,000円を追加し、19億3,009万7,000円とさせていただきます。これは、先ほど収入でご説明いたしました職員給与費の増額補正でございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款資本的収入、第4項他会計補助金の既決予定額に285万6,000円を追加し、545万7,000円とさせていただきます。これは支出において、人事異動により、職員給与費の増額が見込まれることから、一般会計からの補助金を増額補正するものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に285万6,000円を追加し、

2億9,592万3,000円とさせていただくものでございます。これは先ほど収入でご説明しましたとおり、職員給与費の増額更正によるものでございます。

2ページを御覧願います。第4条 予算第5条に定めた債務負担行為に次のとおり追加する。上段の事項欄の公共下水道施設水質検査委託につきましては、期間が令和8年度、限度額は1,057万1,000円でございます。これは、公共下水道施設の処理水を公共水域へ放流するに当たり、下水道法及び水質汚濁防止法に定められた水質検査を実施するためのものでございます。

中段の事項欄の鷹ノ巣団地汚水処理施設解体工事発注支援業務委託につきましては、期間が令和8年度、限度額は1,146万2,000円でございます。これは、鷹ノ巣団地排水を公共下水道に接続することとなったため不用となった施設を解体するため、解体工事発注支援業務を委託するものでございます。

下段の事項欄の公共下水道使用料徴収委託につきましては、期間が令和8年度、限度額は2,942万4,000円でございます。これは、公共下水道使用料の徴収業務を水道事業へ委託し、上下水道使用料金の一括徴収を行うものでございます。年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費の既決予定額に1,134万7,000円を増額補正するものでございます。これは、先ほどご説明いたしました収益的支出及び資本的支出の補正予算予定額の合計でございます。

第6条 予算第10条中9億9,372万5,000円を10億507万2,000円に改める。これは、今回の補正予算に伴い、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額を改めるものでございます。

なお、議案書の3ページ、4ページには下水道事業会計補正予算実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、6ページから8ページには給与明細書、9ページから11ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 1点だけ。鷹ノ巣の団地排水、壊すということで委託上がっていますが、今後団地排水から公共下水道への編入ということになるのだらうと思いますけれども、会計に編入されるのはいつ頃からですか。

○委員長（保坂直樹君） 廣瀬下水道課長。

○下水道課長（廣瀬宗亮君） 鷹ノ巣団地につきましては、令和7年、今年度当初、4月1日に供用開始をしておりますので、会計にもう既に組み込まれてございます。

○委員（森 正雄君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

議案第97号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第97号の採決をいたします。

議案第97号「令和7年度筑西市下水道事業会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(保坂直樹君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第98号「令和7年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」について審査を願います。

下水道課から説明を願います。

廣瀬下水道課長。

○下水道課長(廣瀬宗亮君) よろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。

議案第98号「令和7年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」につきましてご説明いたします。

第1条 令和7年度筑西市農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第2条 令和7年度筑西市農業集落排水事業会計予算(以下、予算という。)第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項欄の農業集落排水事業運営支援業務委託につきましては、期間が令和8年度、限度額は812万9,000円でございます。これは、27地区の施設老朽化に伴い、工事に係る設計の支援業務を委託するものでございます。年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第3条 予算第9条中、4億1,321万7,000円を4億305万4,000円に改める。

2ページを御覧願います。款1農業集落排水事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金の既決予定額に1,016万3,000円を減額し、目2県補助金へ1,016万3,000円を増額とさせていただくものでございます。これは、一般会計でご説明いたしました令和7年度団体営農業集落排水事業費補助金の交付額が追加となったため、財源の調整を図るものでございます。

なお、議案書の3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(保坂直樹君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 質疑を終結いたします。

議案第98号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(保坂直樹君) 討論を終結いたします。

これより議案第98号の採決をいたします。

議案第98号「令和7年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で上下水道部所管の審査を終了します。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

[執行部退席]

○委員長（保坂直樹君） 以上で経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時52分